

○三鷹市立学校給食代替費補助金交付要綱

令和7年4月1日

施行

(目的)

第1条 この要綱は、三鷹市立学校に在籍する児童生徒のうち学校給食の代替として持参した弁当等を喫食する者の保護者に対して、学校給食費相当額を補助することにより、当該保護者の経済的負担を軽減するとともに、学校給食費の無償化を踏まえ、学校給食の提供を受ける者の保護者との公平性を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する学校給食
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費
- (3) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者
- (4) 弁当対応 三鷹市立学校に在籍する児童生徒が、学校給食の提供を受けない場合において、学校給食の代替として持参した弁当等を喫食すること。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者の保護者（国又は地方公共団体から学校給食費に係る補助金等を別に受ける者を除く。）とする。

- (1) 食物アレルギーその他の疾患を有すること又は宗教上の配慮が必要であること等のやむを得ない理由により弁当対応をする者
- (2) 学校給食の提供に必要な施設又は設備等に係る工事又は点検等により弁当対応をする者
- (3) 三鷹市適応支援教室に入室する児童生徒のうち弁当対応をする者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、三鷹市立学校の学校給食費に関する規則（令和5年三鷹市規則第20号）第3条第2項に規定する学校給食費の1食当たりの額（以下「1食当たりの額」という。）に弁当対応を行った日数から学校給食の一部の提供を受けた日数を減じて得た日数を乗じて得た額とする。ただし、前条第2号に掲げる者が飲用牛乳の提供を受けたときは、1食当たりの額から飲用牛乳費相当額を減じて得た額に弁当対応を行った日数を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、三鷹市立学校給食代替費補助金交付申請書兼請求書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、三鷹市立学校給食代替費補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。補助金を交付しないことを決定したときも、理由を付してその旨申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金の交付の決定を受けた者に対して、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付の条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付

を受けた者に対して、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。